

○上越教育大学研究紀要の投稿等に関する要項

(平成18年2月24日学長裁定)

最終改正 令和元年6月6日

(目的)

- 1 上越教育大学研究紀要(以下「大学研究紀要」という。)は、上越教育大学(以下「本学」という。)における学術研究の成果を、社会に対し発表することを目的とする。

(発行)

- 2 大学研究紀要は、原則として、年1回発行する。

(投稿資格)

- 3 大学研究紀要に投稿できる者は、国立大学法人上越教育大学(以下「本法人」という。)の役員及び職員(非常勤の職員を除く。以下「役職員」という。)とする。

(執筆資格)

- 4 大学研究紀要に投稿する論文(以下「論文」という。)を執筆できる者は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 本法人の役職員

(2) 前号以外の者で執筆を希望する者。ただし、本法人の役職員との共同執筆に限るものとする。

(執筆内容)

- 5 論文の執筆内容は、次の各号に掲げる要件を満たすものとし、執筆者がすべての責任を負うものとする。また、欧文原稿及び欧文要旨については、執筆者が予め専門家の校閲を得ていることが望ましい。

(1) 未発表の学術論文であること。

(2) 本学の大学院学生等が執筆者である場合は、その内容が作成中の修士論文等と重なっていないこと。

(3) 論文の翻訳又は論文としての体裁をなさない資料のみでないこと。ただし、特に学術上の意義が認められるもので、公表のために必要な手続を経ていると国立大学法人上越教育大学学術研究委員会(以下「学術研究委員会」という。)が認めたものについては、この限りでない。

(倫理的配慮)

- 6 執筆者は、論文執筆における倫理的な配慮事項として、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 個人情報の取扱いについて、個人情報の保護に関する法令等を遵守していること。

(2) 人を対象とする医学系研究(心理学、社会学、教育学等の人文・社会科学分野を含む。)又は動物実験等を伴う研究で、倫理上の問題が生じるおそれのある研究に該当する場合は、筆頭執筆者(ファースト・オーサー)の所属する機関の倫理審査委員会等の承認を得ていること。ただし、所属機関に倫理審査委員会等がないときは、倫理的配慮のもとに研究を実施することについて、所属機関の長の承認を得るとともに、そのことを証明する書類を提出すること。

(3) 上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（平成27年規程第12号）及び上越教育大学研究活動における研究資料等の保存等に関する申合せ（平成27年3月24日学長裁定）を遵守していること。

（投稿の申込）

7 投稿を希望する者（以下「投稿者」という。）は、別記様式の上越教育大学研究紀要投稿申込書を学術研究委員会委員長（以下「委員長」という。）に提出する。

（論文原稿の提出）

8 投稿者は、論文原稿を電子版で委員長に提出するものとする。

（通読）

9 前項により提出された論文原稿は、学術研究委員会委員（以下「委員」という。）がこの要項の規定に基づき作成されているかを確認する（以下「通読」という。）ものとする。ただし、委員長が必要と認める場合は、委員以外の者が通読を行うことができる。

（通読後の対応）

10 委員長は、修正等が必要な場合は投稿者に指示するものとし、投稿者は、修正等を行った上で、当該論文を電子版で委員長に提出するものとする。

（著作権等の取扱い）

11 採択された論文に関する著作権等の取扱いは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 大学研究紀要に掲載された論文の著作権は、本学に帰属するものとする。

(2) 掲載された論文は、電子化し、機関リポジトリ等を通じてコンピュータ・ネットワーク上に公開する。

(3) 執筆者は、投稿論文が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないことを保証するものとする。

(4) 執筆者は、大学研究紀要に掲載された論文の出典を明記すれば、本学に許可を得ることなく、同論文を他の出版物等に転載できるほか、公衆送信等もできるものとする。ただし、共同執筆者がいる場合は、共同執筆者の了解を得た上で行うものとし、共同執筆者の了解を得た旨を文書で委員長に報告するものとする。

(5) 前各号に掲げるもののほか、著作権等に関わる問題が生じた場合は、学術研究委員会において審議する。

（論文の数）

12 筆頭執筆者（ファースト・オーサー）として執筆できる論文の数は、大学研究紀要1回の発行につき1人1論文とする。

（論文の掲載順序）

13 論文の掲載順序は、学系順とし、同一学系内は五十音順とする。

（論文掲載の延期等）

14 委員長は、論文の掲載が不相当と判断した場合は、委員の意見聴取を経て、掲載を延期又は中止することができる。

（その他）

15 この要項に定めるもののほか、大学研究紀要の投稿等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この要項は、平成18年4月1日から施行する。

2 次に掲げる要項は、廃止する。

(1) 上越教育大学研究紀要投稿要項（平成17年2月10日制定）

(2) 上越教育大学研究紀要編集要項（平成13年6月28日制定）

附 則（平成20年3月11日）

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成25年1月10日）

この要項は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月15日）

この要項は、平成25年5月15日から施行する。

附 則（平成27年3月27日）

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月5日）

この要項は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日）

この要項は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成29年11月28日）

この要項は、平成29年11月28日から施行する。ただし、改正後の第10項第4号及び第5号の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則（平成30年3月23日）

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月6日）

この要項は、令和元年6月6日から施行する。

別記様式（第7項関係）

上越教育大学研究紀要投稿申込書

学術研究委員会委員長 殿

申 込 年 月 日

申込先 学 術 情 報 課

誌 名	上越教育大学研究紀要 第 卷
所 属	学系 (課・室)
投 稿 者 ※本法人の役職員 に限る	氏名 電子メールアドレス 内線
執 筆 者	○筆頭執筆者 氏名 所属 ○共同執筆者 氏名 所属 氏名 所属 氏名 所属 氏名 所属 氏名 所属
論 文 題 目	和文（欧文原稿の場合は不要） 欧文
使 用 言 語	<input type="checkbox"/> 和文 （ <input type="checkbox"/> 和文のみ <input type="checkbox"/> 和文に欧文が混合する） <input type="checkbox"/> 欧文 （使用言語名 ）
原 稿 内 容	ページ数： ページ （うち カラーページ： ページ，アート紙： ページ） 図版： 点 表： 点 写真： 点 <input type="checkbox"/> 使用ソフト名

（裏面に続く）

<p>上越教育大学 研究紀要の投稿等に関する 要項第6項第 2号及び第3 号の確認</p>	<p>人を対象とする医学系研究（心理学，社会学，教育学等の人文・社会科学分野を含む。）又は動物実験等を伴う研究である場合，所属する機関の倫理審査委員会等の承認，又は所属機関の長の承認を得ていますか？</p> <p><input type="checkbox"/> 倫理審査委員会等の承認を得ている。 承認年月日 （ 年 月 日） 承認機関名 （ ）</p> <p><input type="checkbox"/> 所属機関の長の承認を得ている。 承認年月日 （ 年 月 日） 承認機関名 （ ） （証明書類を添付のこと）</p> <p><input type="checkbox"/> 該当しない</p>
	<p>上越教育大学の研究活動における不正行為の防止及び対応に関する規程（平成27年規程第12号）及び上越教育大学研究活動における研究資料等の保存等に関する申合せ（平成27年3月24日学長裁定）を遵守し投稿していますか？</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>
<p>上越教育大学 研究紀要の投稿等に関する 要項第11項の 確認</p>	<p>上越教育大学研究紀要に掲載された論文の著作権は，上越教育大学に帰属することになりますが，よろしいですか？</p> <p><input type="checkbox"/> はい</p>

注）投稿者には，投稿論文に関して照会させていただく場合があります。